

令和6年度第1回野田市老人福祉計画及び
介護保険事業計画推進等委員会

日 時 令和6年 4月30日（火）
午後1時30分
場 所 野田市役所 8階大会議室

1 開 会

2 会長あいさつ

3 議 題

<審議事項>

（1）地域包括支援センターの設置について

<報告事項>

（2）指定介護予防支援業務の委託について

（3）介護予防支援事業所の指定更新について

（4）地域密着型サービス等（地域密着型通所介護）事業所の指定更新について

（5）地域密着型サービス等（認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護）事業所の指定更新について

（6）地域密着型サービス等（地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護）事業所の指定更新について

4 そ の 他

地域包括支援センターの設置について

1 野田市南第2地域包括支援センターの現状と今後について

令和3年4月1日に南部地区の一部（花井、堤根、花井一丁目）と福田地区を圏域とする野田市南第2地域包括支援センターを設置し、木野崎病院を運営する医療法人社団葛野会に運営を委託していましたが、地域包括支援センターに配置することとされている保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員の3職種を確保できないとの理由により廃止の申出がなされ、令和5年6月9日付けで廃止となっております。廃止後は、市高齢者支援課地域包括支援センターが南第2圏域の業務を暫定的に引き継ぎ対応してきたところです。

新たなセンターの運営事業者の選定を進めていく中で、前委託先である医療法人社団葛野会から、包括事業を改めて受託したい旨の申し出がなされたことから、協議を行った結果、市としても、申し出を受けることで調整したいと考えております。

つきましては、葛野会による野田市南第2地域包括支援センター設置に向けた準備を行うに当たり、野田市老人福祉計画及び介護保険事業計画推進等委員会設置条例第2条第2項第3号及び野田市地域包括支援センターの設置者が包括的支援事業を実施するために必要な基準を定める条例第3条第2項の規定に基づき本委員会の承認を得ようとするものです。

なお、葛野会において職員体制が整っていることや、市から葛野会への引継ぎが確実に行われ、運営に支障がないことを確認した後に、正式な開設日を決定したいと考えております。

同法人の準備が整い、介護保険法第115条の46の規定に基づく地域包括支援センターの設置届の提出及び併設する介護予防支援事業所について同法第115条の22第1項の規定に基づく指定がされた際には、改めて本委員会に報告する予定です。

【野田市南第2地域包括支援センター及び介護予防支援事業所の概要】

名称	所在地	設置予定者
野田市南第2地域包括支援センター 野田市南第2介護予防支援事業所	野田市木野崎 1561 番地の 1 (木野崎病院内)	医療法人社団葛野会

【介護保険法第 115 条の 46（地域包括支援センター） 抜粋】

- 1 地域包括支援センターは、第 1 号介護予防支援事業（居宅要支援被保険者に係るものを除く。）及び第 115 条の 45 第 2 項各号に掲げる事業（以下「包括的支援事業」という。）その他厚生労働省令で定める事業を実施し、地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とする施設とする。
- 2 市町村は、地域包括支援センターを設置することができる。
- 3 次条第 1 項の規定による委託を受けた者（第 115 条の 45 第 2 項第 4 号から第 6 号までに掲げる事業のみの委託を受けたものを除く。）は、包括的支援事業その他第 1 項の厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめ、厚生労働省令で定める事項を市町村長に届け出て、地域包括支援センターを設置することができる。

【介護保険法第 115 条の 22 第 1 項（指定介護予防支援事業者の指定） 抜粋】

第 58 条第 1 項の指定は、厚生労働省令で定めるところにより、第 115 条の 46 第 1 項に規定する地域包括支援センターの設置者又は指定居宅介護支援事業者の申請により、介護予防支援事業を行う事業所（以下この節において「事業所」という。）ごとに行い、当該指定をする市町村長がその長である市町村が行う介護保険の被保険者（当該市町村が行う介護保険の住所地特例適用居宅要支援被保険者を除き、当該市町村の区域内に所在する住所地特例対象施設に入所等をしている住所地特例適用居宅要支援被保険者を含む。）に対する介護予防サービス計画費及び特例介護予防サービス計画費の支給について、その効力を有する。

2 野田市南第2地域包括支援センターにおける業務

野田市南第2地域包括支援センターにおける業務は、野田市が委託する包括的支援事業（介護予防事業、総合相談支援事業、虐待の発見・防止などの権利擁護事業、包括的・継続的ケアマネジメント事業等）、予防給付事業及び介護予防ケアマネジメントになります。

（1）担当地区

（南部地区一部）花井、堤根、花井一丁目

（福田地区） 下三ヶ尾、三ツ堀、瀬戸、瀬戸上灰毛、木野崎、上三ヶ尾、二ツ塚、西三ヶ尾

（2）日常生活圏域の人口及び高齢化率（令和6年4月1日現在）

名称	担当地区	担当区域人口	65歳以上人口	高齢化率
中央	中央地区	29,312人	8,166人	27.9%
東	東部地区	18,025人	6,093人	33.8%
南第1	南部地区（一部を除く）	29,159人	7,552人	25.9%
南第2	南部地区の一部及び福田地区	15,024人	5,345人	35.6%
北	北部・川間地区	37,662人	11,402人	30.3%
関宿	関宿地区	24,474人	9,302人	38.0%
合 計		153,656人	47,860人	31.1%

（3）新設地域包括支援センターにおける人員配置予定

センター長 ※兼務可	3職種 ※常勤専従			
	主任 介護支援専門員	社会福祉士等	保健師等	合計
—				
1人	1人	1人	1人	4人

指定介護予防支援業務の委託について

指定介護予防支援業務（介護予防プランの作成等）については、地域包括支援センターが「介護予防支援事業所」として、本市の指定を受けて実施していますが、介護保険法第 115 条の 23 第 3 項の規定に基づき、その一部を指定居宅介護支援事業所へ委託できることになっています。

野田市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（以下「条例」という。）第 15 条第 4 号の規定では、委託した場合は、速やかに野田市老人福祉計画及び介護保険事業計画推進等委員会設置条例（平成 6 年野田市条例第 6 号）第 1 条の規定により設置された野田市老人福祉計画及び介護保険事業計画推進等委員会（以下「本委員会」という。）に報告しなければならないこととされていることから、以下の事業所への委託について報告するものです。

【委託事業所選定の申出のあった事業所】

法人名	事業所の名称	事業所の所在地
ミアヘルサ株式会社	ミアヘルサケアプラン 流山運河	千葉県流山市西深井 789-1

確認書

「野田市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例」第 15 条第 1 号から第 4 号について確認した内容

	条例	確認事項	確認欄
第 1 号	委託に当たっては、適切かつ効率的に指定介護予防支援の業務が実施できるよう委託する業務の範囲や業務量について配慮すること。	別紙 1「野田市指定介護予防支援及び第 1 号介護予防支援事業委託事業所選定申出書」2 管理者及び人員等	○
第 2 号	委託する指定居宅介護支援事業者は、指定介護予防支援の業務に関する知識及び能力を有する介護支援専門員が従事する指定居宅介護支援事業者でなければならないこと。	・「介護支援専門員証」の写しの添付 ・研修会等への参加状況一覧の添付	○
第 3 号	委託する指定居宅介護支援事業者に対し、指定介護予防支援の業務を実施する介護支援専門員が、第 3 条、この章及び次章の規定を遵守するよう措置させなければならないこと。	・様式 1「中立性・公正性に関する宣誓書」の添付 ・「運営規定」「居宅介護支援契約書」「重要事項説明書」の添付	○
第 4 号	委託した場合は、速やかに野田市老人福祉計画及び介護保険事業計画推進等委員会設置条例（平成 6 年野田市条例第 6 号）第 1 条の規定により設置された野田市老人福祉計画及び介護保険事業計画推進等委員会に報告しなければならないこと。	次回の野田市老人福祉計画及び介護保険事業計画推進等委員会に報告する。	○

確認年月日 令和 6 年 3 月 22 日

担当者 篠田 昭

介護予防支援事業所の指定更新について

介護保険法（以下「法」という。）第 115 条の 22 に規定する介護予防支援事業者の指定は、法第 115 条の 31 において準用する法 70 条の 2 の規定により、6 年ごとに指定更新をすることが義務付けられております。

介護保険法施行規則第 140 条の 32 第 3 項に基づき指定更新手続が必要となっていることから、以下の指定介護支援事業者より指定更新の申請がありました。法令等の基準に基づき審査を行った結果、基準を満たしていることから、指定更新をしましたので報告するものです。

1 審査基準について

- (1) 法第 70 条の 2 第 1 項
- (2) 法第 115 条の 22 第 2 項各号（指定できない事項）
- (3) 指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 37 号）及び、野田市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成 27 年野田市条例第 13 号）

2 指定更新申請事業者等

1 事業所の名称	野田市高齢者支援課指定介護予防支援事業所
2 サービスの種類	介護予防支援
3 事業所所在地	千葉県野田市鶴奉 7 番地の 1
4 運営事業者	野田市
5 代表者氏名	鈴木 有
6 指定更新年月日	令和 6 年 4 月 1 日

介護予防支援事業所の指定更新に係る確認書

この確認書は、次の事業者から令和6年1月5日付けで指定更新申請があったことから、介護保険法第115条の31において準用する法70条の2第1項の規定により指定の更新をするにあたり、介護保険法施行規則第140条の32第3項に基づき確認するものです。

○ 審査する事業者

申請者	主たる事務所所在地	野田市鶴奉7番地の1
	名 称	野田市
	代表者氏名及び住所	鈴木 有 野田市鶴奉7番地の1
サービスの種類		介護予防支援
事業所	所 在 地	野田市鶴奉7番地の1
	名 称	野田市高齢者支援課指定介護予防支援事業所
	管 理 者 氏 名	山下 敏也

○ 指定更新に必要な事項及び書類

	確認事項	書 類	可否
1	事業所の名称及び所在地	指定更新申請書により確認	可
2	申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名	指定更新申請書により確認	可
3	事業所の管理者の氏名、生年月日、住所及び経歴	管理者経歴書により確認	可
4	当該申請に係る事業の開始時の利用者の推定数	付表により確認	可
5	運営規程	運営規程により確認	可
6	当該申請に係る事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態	一覧表により確認	可
7	法第115条の22第2項各号に該当しないことを誓約する書面	誓約書	可
8	介護支援専門員の氏名及びその登録番号	写し添付により確認	可

介護予防支援事業所の指定更新について

介護保険法（以下「法」という。）第 115 条の 22 に規定する介護予防支援事業者の指定は、法第 115 条の 31 において準用する法 70 条の 2 の規定により、6 年ごとに指定更新をすることが義務付けられております。

介護保険法施行規則第 140 条の 32 第 3 項に基づき指定更新手続が必要となっていることから、以下の指定介護支援事業者より指定更新の申請がありました。法令等の基準に基づき審査を行った結果、基準を満たしていることから、指定更新をしましたので報告するものです。

1 審査基準について

- (1) 法第 70 条の 2 第 1 項
- (2) 法第 115 条の 22 第 2 項各号（指定できない事項）
- (3) 指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 37 号）及び、野田市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成 27 年野田市条例第 13 号）

2 指定更新申請事業者等

1 事業所の名称	野田市関宿指定介護予防支援事業所
2 サービスの種類	介護予防支援
3 事業所所在地	千葉県野田市桐ヶ作 666 番地
4 運営事業者	社会福祉法人佰和会
5 代表者氏名	野口 佳春
6 指定更新年月日	令和 6 年 4 月 1 日

介護予防支援事業所の指定更新に係る確認書

この確認書は、次の事業者から令和6年1月31日付けで指定更新申請があったことから、介護保険法第115条の31において準用する法70条の2第1項の規定により指定の更新をするにあたり、介護保険法施行規則第140条の32第3項に基づき確認するものです。

○ 審査する事業者

申請者	主たる事務所所在地	野田市桐ケ作 666 番地
	名 称	社会福祉法人 佰和会
	代表者氏名及び住所	野口 佳春 野田市桐ケ作 666 番地
サービスの種類		介護予防支援
事業所	所 在 地	野田市桐ケ作 666 番地
	名 称	野田市関宿指定介護予防支援事業所
	管 理 者 氏 名	河村 明紀

○ 指定更新に必要な事項及び書類

	確認事項	書 類	可否
1	事業所の名称及び所在地	指定更新申請書により確認	可
2	申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名	指定更新申請書により確認	可
3	事業所の管理者の氏名、生年月日、住所及び経歴	管理者経歴書により確認	可
4	当該申請に係る事業の開始時の利用者の推定数	付表により確認	可
5	運営規程	運営規程により確認	可
6	当該申請に係る事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態	一覧表により確認	可
7	法第115条の22第2項各号に該当しないことを誓約する書面	誓約書	可
8	介護支援専門員の氏名及びその登録番号	写し添付により確認	可

介護予防支援事業所の指定更新について

介護保険法（以下「法」という。）第 115 条の 22 に規定する介護予防支援事業者の指定は、法第 115 条の 31 において準用する法 70 条の 2 の規定により、6 年ごとに指定更新をすることが義務付けられております。

介護保険法施行規則第 140 条の 32 第 3 項に基づき指定更新手続が必要となっていることから、以下の指定介護支援事業者より指定更新の申請がありました。法令等の基準に基づき審査を行った結果、基準を満たしていることから、指定更新をしましたので報告するものです。

1 審査基準について

- (1) 法第 70 条の 2 第 1 項
- (2) 法第 115 条の 22 第 2 項各号（指定できない事項）
- (3) 指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 37 号）及び、野田市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成 27 年野田市条例第 13 号）

2 指定更新申請事業者等

1 事業所の名称	野田市中心指定介護予防支援事業所
2 サービスの種類	介護予防支援
3 事業所所在地	千葉県野田市野田 1307 番地の 1
4 運営事業者	社会福祉法人法師会
5 代表者氏名	飯田 久夫
6 指定更新年月日	令和 6 年 4 月 1 日

介護予防支援事業所の指定更新に係る確認書

この確認書は、次の事業者から令和6年1月31日付けで指定更新申請があったことから、介護保険法第115条の31において準用する法70条の2第1項の規定により指定の更新をするにあたり、介護保険法施行規則第140条の32第3項に基づき確認するものです。

○ 審査する事業者

申請者	主たる事務所所在地	野田市野田 1307 番地の 1
	名 称	社会福祉法人 法師会
	代表者氏名及び住所	飯田 久夫 野田市野田 1307 番地の 1
サービスの種類		介護予防支援
事業所	所 在 地	野田市野田 1307 番地の 1
	名 称	野田市中心指定介護予防支援事業所
	管 理 者 氏 名	山名 裕里

○ 指定更新に必要な事項及び書類

	確認事項	書 類	可否
1	事業所の名称及び所在地	指定更新申請書により確認	可
2	申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名	指定更新申請書により確認	可
3	事業所の管理者の氏名、生年月日、住所及び経歴	管理者経歴書により確認	可
4	当該申請に係る事業の開始時の利用者の推定数	付表により確認	可
5	運営規程	運営規程により確認	可
6	当該申請に係る事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態	一覧表により確認	可
7	法第115条の22第2項各号に該当しないことを誓約する書面	誓約書	可
8	介護支援専門員の氏名及びその登録番号	写し添付により確認	可

地域密着型サービス等（地域密着型通所介護）事業所の指定更新について

地域密着型サービス等事業者は、6年ごとに指定更新をすることが義務付けられており、指定の更新に当たっては、介護保険法第78条の12の規定に基づき、市に指定の更新申請を提出し、市長の指定を受けなければなりません。

次の地域密着型サービス等事業を行っている事業者から指定更新の申請があり、法令等の基準に基づき審査を行った結果、審査基準を満たしていることから、当該事業所の指定更新をしましたので報告するものです。

1 審査基準について

- (1) 介護保険法第70条の2第1項
- (2) 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）
- (3) 野田市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例

2 指定更新申請事業者等

1 事業所の名称	ご長寿くらぶ野田清水公園北館デイサービスセンター
2 サービスの種類	地域密着型通所介護
3 事業所所在地	千葉県野田市桜の里一丁目1-16
4 運営事業者	株式会社アーバンアーキテック
5 代表者氏名	伊東 鐘賛
6 指定更新年月日	令和6年4月1日

地域密着型サービス等事業所の指定に係る確認書
（地域密着型通所介護）

この確認書は、次のとおり令和6年1月25日付けで指定更新申請があったことから、介護保険法第78条の12において準用する同法第70条の2第1項の指定の更新をするに当たり、同法第78条の2第6項に基づき確認するものです。

○ 指定事業者

申請者	主たる事務所所在地	茨城県ひたちなか市勝田中央12番地15
	名 称	株式会社アーバンアーキテック
	代表者氏名及び住所	伊東 鐘賛 福岡県福岡市中央区御所ヶ谷3番27号
サービスの種類		地域密着型通所介護
事業所	所 在 地	千葉県野田市桜の里一丁目1-16
	名 称	ご長寿くらぶ野田清水公園北館デイサービスセンター
	管 理 者 氏 名	小野 弘美

○ 指定更新に必要な事項及び書類

	確 認 事 項	書 類	可否
1	事業所の名称及び所在地	指定申請書	可
2	申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の職名、氏名、生年月日及び住所	指定申請書	可
3	事業所の管理者の氏名、生年月日及び住所	付表	可
4	従業者の勤務の体制及び勤務形態	従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表	可
5	誓約書	介護保険法第78条の2第4項各号の規定に該当しない旨の誓約書	可

地域密着型サービス等（認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護）事業所の指定更新について

地域密着型サービス等事業者は、6年ごとに指定更新をすることが義務付けられており、指定の更新に当たっては、介護保険法第78条の12及び第115条の21の規定に基づき、市に指定の更新申請を提出し、市長の指定を受けなければなりません。

次の地域密着型サービス等事業を行っている事業者から指定更新の申請があり、法令等の基準に基づき審査を行った結果、審査基準を満たしていることから、当該事業所の指定更新をしましたので報告するものです。

1 審査基準について

- (1) 介護保険法第70条の2第1項
- (2) 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）
- (3) 野田市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例
- (4) 指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第36号）
- (5) 野田市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例

2 指定更新申請事業者等

1 事業所の名称	麗翠堂グループホーム
2 サービスの種類	認知症対応型共同生活介護 介護予防認知症対応型共同生活介護
3 事業所所在地	千葉県野田市瀬戸 965-1
4 運営事業者	有限会社ワイオハ
5 代表者氏名	山下 勝信
6 指定更新年月日	令和6年4月1日

地域密着型サービス等事業所の指定に係る確認書
（認知症対応型共同生活介護、介護予防認知症対応型共同生活介護）

この確認書は、次のとおり令和6年1月31日付けで指定更新申請があったことから、介護保険法第78条の12及び115条の21において準用する同法第70条の2第1項の指定の更新をするに当たり、同法第78条の2第6項及び第115条の12第4項に基づき確認するものです。

○ 指定事業者

申請者	主たる事務所所在地	千葉県野田市宮崎 123-16
	名 称	有限会社ワイオハ
	代表者氏名及び住所	山下 勝信 千葉県野田市宮崎 123-30
サービスの種類		認知症対応型共同生活介護 介護予防認知症対応型共同生活介護
事業所	所 在 地	千葉県野田市瀬戸 965-1
	名 称	麗翠堂グループホーム
	管 理 者 氏 名	欧云斉美克

○ 指定更新に必要な事項及び書類

	確 認 事 項	書 類	可否
1	事業所の名称及び所在地	指定申請書	可
2	申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の職名、氏名、生年月日及び住所	指定申請書	可
3	事業所の管理者の氏名、生年月日及び住所	付表	可
4	従業者の勤務の体制及び勤務形態	従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表	可
5	誓約書	介護保険法第78条の2第4項各号及び115条の12第2項各号の規定に該当しない旨の誓約書	可

地域密着型サービス等（地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護）事業所の指定更新について

地域密着型サービス等事業者は、6年ごとに指定更新をすることが義務付けられており、指定の更新に当たっては、介護保険法第78条の12の規定に基づき、市に指定の更新申請を提出し、市長の指定を受けなければなりません。

次の地域密着型サービス等事業を行っている事業者から指定更新の申請があり、法令等の基準に基づき審査を行った結果、審査基準を満たしていることから、当該事業所の指定更新をしましたので報告するものです。

1 審査基準について

- (1) 介護保険法第70条の2第1項
- (2) 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）
- (3) 野田市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例

2 指定更新申請事業者等

1 事業所の名称	特別養護老人ホーム野田市楽寿園
2 サービスの種類	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
3 事業所所在地	千葉県野田市鶴奉 264 番地
4 運営事業者	社会福祉法人野田みどり会
5 代表者氏名	遠山 康雄
6 指定更新年月日	令和6年4月1日

地域密着型サービス等事業所の指定に係る確認書
（地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護）

この確認書は、次のとおり令和6年1月31日付けで指定更新申請があったことから、介護保険法第78条の12において準用する同法第70条の2第1項の指定の更新をするに当たり、同法第78条の2第6項に基づき確認するものです。

○ 指定事業者

申請者	主たる事務所所在地	千葉県野田市鶴奉 270 番地の 5
	名 称	社会福祉法人野田みどり会
	代表者氏名及び住所	遠山 康雄 千葉県柏市柏の葉 1-6-10
サービスの種類		地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
事業所	所 在 地	千葉県野田市鶴奉 264 番地
	名 称	特別養護老人ホーム野田市楽寿園
	管 理 者 氏 名	松岡 巖

○ 指定更新に必要な事項及び書類

	確 認 事 項	書 類	可否
1	事業所の名称及び所在地	指定申請書	可
2	申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の職名、氏名、生年月日及び住所	指定申請書	可
3	事業所の管理者の氏名、生年月日及び住所	付表	可
4	従業者の勤務の体制及び勤務形態	従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表	可
5	誓約書	介護保険法第78条の2第4項各号の規定に該当しない旨の誓約書	可